

【令和2年度 管理業務主任者試験】

問9、問18、問44については、現時点において正解に疑義があります。

以下、各問について、理由を説明します。

【問9】

正解	3または4	※選択肢イについては、「不適切とまではいえない」という余地があるため、正解を3または4で断定できない。
理由	<p>選択肢イについて、標準管理委託契約書別表第一(3)2では、「本契約とは別個の契約とする。」と規定されており、「別個の契約とすることが望ましい」とする問題文は、標準管理委託契約書の文言そのままとはいえないため、不適切と判断することもできます。</p> <p>一方で、選択肢イを内容面から考えた場合、「別個の契約とすることが望ましい」という問いに対して、不適切(望ましいとはいえない)と判断することは難しいといえます。</p> <p>以上のことから、選択肢イが規定の文言を問う問題であれば、正解は3となり、内容を加味した判断を求める問題であれば、正解は4となると考えます。</p>	

【問18】

正解	なし	※問題文において、解答するために必要な条件が示されていないため、選択肢2と3について正誤の判断ができない。
理由	<p>正解である「確認の申請が不要な工事」として、選択肢2と3が該当しえますが、いずれも、「その用途に供する部分の床面積」に関する条件がないため、申請の要・不要が判断できません。そのため、この問題については、正解なしといたしました。</p>	

【問44】

正解	2および4	※選択肢4を正解(誤りの選択肢)として出題したと思われるが、選択肢2についても誤りがあり、正解となる余地がある。
理由	<p>警備業法では、警備業者は、警備業務を行うに当たって用いようとする服装の色、型式その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を警備業務を行おうとする都道府県の区域を管轄する公安委員会に、提出しなければならないとされています。</p> <p>そして、これらの届出事項に変更があったときは、当該変更に係る公安委員会に、変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならないとされています。主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出るものではありません。この点で、選択肢2は誤りとなります。</p>	

2020年12月8日